

○西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

改正

平成23年9月22日

平成25年4月1日

平成28年4月1日

平成30年8月1日

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、スポーツの各種競技大会（以下「競技大会」という。）に出場する市民に対して西東京市スポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）を市が交付することにより、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育の一環として行う社会体育の振興を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「市民」とは、西東京市内に住所を有している者をいう。

第3 補助対象

補助金の交付の対象となる競技大会は、国又は地方公共団体等が主催又は共催をする地域の予選大会を経た国際大会、全国大会又は関東大会とする。

2 前項に規定する地方公共団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県（教育委員会を含む。）
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体
- (4) 各都道府県体育協会
- (5) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (6) その他前各号に準ずると市長が認めた団体

第4 補助対象者

補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、競技大会に出場する個人又は団体とする。

2 前項に規定する個人は、次の各号のいずれかの条件に該当する市民とする。

- (1) 競技大会の個人戦へ出場すること。
- (2) 国又は第3第2項各号に掲げる地方公共団体等が選抜したチームの一員として、競技大会に出場すること。この場合において、第3第1項の規定にかかわらず、地域の予選大会を経ているかは、問わないものとする。

3 第1項に規定する団体は、西東京市内に活動の本拠があるスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項に規定する団体で、かつ、競技大会に出場する市民の人数が2人以上のものとする。

第5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、競技大会の出場に伴う鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料とする。

2 補助対象経費の算定に当たっては、西東京市職員の旅費に関する条例（平成13年西東京市条例第36号）に準じて算定するものとする。

第6 補助金の額

補助金の額は、別表に定める補助金の限度額と補助対象経費の2分の1の額とを比較していずれか少ない方の額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

第6の2 補助の回数

補助対象者が補助金を受けることができる回数は、当該年度において1回限りとする。

第7 補助金の重複の禁止

市長は、補助対象者が西東京市又は第3第2項各号に掲げる地方公共団体等から同趣旨の補助金等（以下「他団体補助金等」という。）を受ける場合は、補助金から他団体補助金等を控除した額を交付する。

第8 補助金の交付の申請等

補助金の交付を受けようとする者は、競技大会に出場した日の翌日から起算して1月を越えない日までに実績報告書及び出場した競技大会の関係書類を添えて、補助金の交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第9 補助金の交付の決定等

市長は、第8の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の申請の内容を審査し、西東京市スポーツ推進審議会条例（平成13年西東京市条例第202号）に規定する西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、補助金の交付の可否を決定し、その決定の内容を補助金の交付の申請をしたもの（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により申請者にその旨を通知する。

第10 補助金の交付の請求及び交付

申請者は、第9の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

第11 申請の撤回

第9第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に補助金の交付の申請を撤回することができる。

第12 補助金の概算払

市長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとする。

- 2 補助対象者は、補助金の概算払を請求するときは、出場する競技大会の関係書類等を添えて、申請書及び概算払に係る請求書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、補助金の交付の申請の内容を審査し、審議会の意見を聴き、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。
- 4 概算払により補助金の交付を受けた申請者は、競技大会に出場した日の翌日から起算して1月を越えない日までに、第8の規定による実績報告書を市長に提出し、市長が第9の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の精算を行うものとし、過払いがあったときは市長に返還しなければならない。

第13 取消し及び返還

市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の申請の内容と異なる目的で補助金を使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容その他この要綱に反して補助金を使用したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、期限を定めて補助金の返還命令書により行うものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱（平成13年7月1日施行）第9の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた申請者に係る手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成23年9月22日）

この要綱は、平成23年 9 月22日から適用する。

附 則（平成25年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた西東京市スポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請から適用し、同日前にされた申請に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた西東京市スポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請から適用し、同日前にされた申請に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年 8 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった西東京市スポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）から適用し、同日前に申請のあった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第6 関係）

競技大会の開催地	補助金の限度額	
東京都（島しょ地域を除く。）	個人の場合	2,500円
	団体の場合	出場人数のうち2人を除いた人数に1,250円を乗じて得た額に5,000円を加えて得た額
関東甲信越地方（東京都においては島しょ地域に限る。）及び静岡県	個人の場合	10,000円
	団体の場合	出場人数のうち2人を除いた人数に5,000円を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額
関東甲信越地方及び静岡県を除く道府県	個人の場合	25,000円
	団体の場合	出場人数のうち2人を除いた人数に12,500円を乗じて得た額に50,000円を加えて得た額
国外	個人の場合	40,000円
	団体の場合	出場人数のうち2人を除いた人数に20,000円を乗じて得た額に80,000円を加えて得た額

備考

- 1 この表における「出場人数」とは、競技大会に出場する市民の人数をいう。
- 2 出場人数が7人以上の団体の場合には、出場人数を6人とみなして補助金の限度額を算出するものとする。